

中小企業の資金繰り支援（利子補給）について

（水俣市中小企業融資資金利子補給金（新型コロナウイルス感染症対策分））

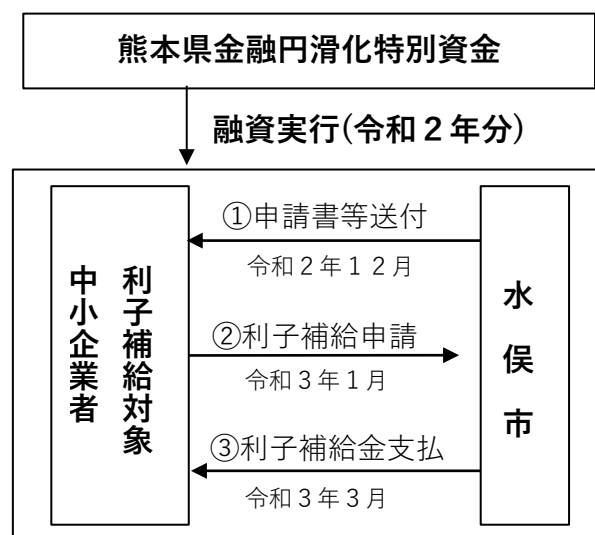
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の皆様の資金繰りの円滑化を図るため、熊本県が実施する「金融円滑化特別資金」借入に際し、水俣市が利子補給を行います。

【制度の概要】

| | |
|-------|--|
| 対象者 | ●熊本県の金融円滑化特別資金「新型コロナウイルス感染症対策分」、「セーフティネット保証第4号・新型コロナウイルス感染症対策分」、「危機関連保証・新型コロナウイルス感染症対策分」の融資を受けた方 ●市内に事業所を有する方 ●市税の滞納がない方 |
| 補給期間 | ●融資実行日から3年以内の最終償還日まで |
| 利率 | ●適用制度の融資利率に準じる |
| 申請方法 | ●各年12月までの利子分を翌年1月に申請 |
| 利子補給率 | ●全額補給 |
| 備考 | ●県制度融資の運用開始日（令和2年3月2日）から適用します。 ●県制度融資（熊本地震分）からの借り換えも対象とします。 ●水俣市新型コロナウイルス感染症緊急対策雇用確保補助金との併用はできません。 |

【令和2年度の申請手続きの流れ】

- ① 融資を受けた事業者の方に、水俣市から直接申請書等を発送します。〔令和2年12月〕
- ② 必要事項をご記入の上、水俣商工会議所に提出してください。〔令和3年1月〕
※別途、ご利用金融機関より「利子支払実績証明書」を発行していただき、添付してください。
- ③ 申請された利子補給額をお支払いいたします。〔令和3年3月予定〕



● お問い合わせ先 ●

水俣市役所 経済観光課経済振興室

☎ 0966-61-1628（平日8時30分～17時15分）